

宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会育成部会会議録

1 日 時

令和5年6月2日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

宮城県行政庁舎10階 1002会議室

3 出席委員

- ・ 坂口真理子委員（会長）
- ・ 石垣政弘委員
- ・ 佐竹孝喜委員
- ・ 佐藤あけみ委員
- ・ 土井賢亮委員
- ・ 照井貴広委員

4 傍聴人

1名

5 概 要

別紙のとおり

別 紙

1 開 会【司会：青少年育成班長】

7名中6名の委員が出席し、委員の半数以上を占めることから、宮城県社会福祉審議会条例第9条第2項の規定により、会議が成立していることを報告。

2 挨拶

共同参画社会推進課長
育成部会長

4 審議【議長：会長】

(1) 審議要領の説明

事務局から審議要領について説明

(2) 審議対象

本年5月17日及び5月25日に、仙台市太白区、仙台市宮城野区内に所在する書店及びコンビニエンスストアで購入した諮問図書5冊。

(3) 審議

前記審議対象について、宮城県知事から宮城県社会福祉審議会委員長宛に青少年健全育成条例に基づく有害図書類の個別指定にかかる諮問がなされたことから、答申のため、各委員が諮問図書5冊をそれぞれ閲覧の上、描写内容等の確認を行い、審議を実施した。

(4) 閲覧結果

各委員が、諮問図書5冊を閲覧し、描写内容について確認した結果、全会一致で指定可の意見となった。

(5) 意見等

- 【土井委員】 地元のコンビニエンスストア等を見ていると、有害図書類になりえるような本が年齢の制限もなく販売されている状況に驚いている。
確認した図書類のなかには闇バイト、薬物乱用、子どもたちが大変な目に遭うような表現の描写が安易に掲載されており、いかなる状況下でもこのような内容が青少年の目に触れる環境を極力減らしていただきたいと切に思っています。

ですので、本日確認いたしました諮問図書類につきましては、全部指定可とさせていただきます。

- 【坂口会長】 委員に就任後、年に4回こういった図書を審議させていただいておりますが、諮問図書には青少年が興味本位でやってしまいような描写が含まれております。

私自身、図書の全体的な内容でどのような表現がされているかを考えながら諮問図書の審議させていただいており、指定可とし

ています。

各委員の皆様も同じような形で取り組んでいただけていると思います。

異議がないようですので、諮問図書については、指定可として答申することとします。

(6) 審議結果

審議対象となった諮問図書5冊の全てが、全会一致で個別指定可の答申となった。

4 情報提供

(1) 情報提供

事務局から、書店等に対する

令和4年度の環境実態調査の結果

について報告した。

(2) 意見等

- 【佐藤委員】 個別指定の有害図書の指定状況について、平成24年から平成25年にかけて指定数が半減しているが、その理由は何かありますか。
- 【事務局】 有害図書の個別指定件数の減少については、平成27年、平成28年と育成部会の開催回数を見直したことにより、減少しておりますが、平成24年から平成25年にかけて指定数が減少した理由については、手持ちの資料では、明確な回答が出来ませんので、確認し、後日説明させていただきます。
- 【佐竹委員】 書店の中には、有害図書類を取り扱っていない店舗があるようですが、それは経営者の判断で行っているのでしょうか。
照井委員わかれば教えてください。
- 【照井委員】 宮城県内の書店は20年前にくらべると3分の1くらいになっています。特に私のような個人の書店はどんどん減っています。今多いのがショッピングセンター等に入っている書店となっております。ショッピングセンターに入っている書店については、ショッピングセンターの運営会社等から有害図書等を取り扱わないように言われております。そういう状況から有害図書類の取扱いのある書店が減っています。

5 事務連絡

事務局から、

令和5年度育成部会開催日程

について連絡した。

6 閉会